国家戦略特区について

2013年11月8日

大阪府

国家戦略特区の規制緩和措置について

- ・国家戦略特区については、規制改革等を通じた我が国への成長に寄与することを期待。区域法案の早期成立、 地域指定など着実な推進を図られたい。
- ・規制改革について、政省令以下の項目は今後区域会議で協議していくこととされているが、規制緩和をイノベーションにつなげ、効果を出していくため、以下の主な項目について対応が必要であえると考えており、よろしくご配慮されたい。

医療イノベーション

「保険外併用療養の拡充」については、患者負担軽減の観点から、医療機関及び対象疾患を限定の上、下記のとおり先進・予防医療に対応する仕組みを構築すること。

▽先進医療

- 国内で研究開発の進む免疫・再生医療や未承認低リスク医療機器などによる先進医療も対象とすること
- 治験終了後、薬事承認までの間、当該医薬品等を保険外併用により使用できるようにすること。

▽予防医療

・健康寿命の長期化、医療費の公費負担の削減のためには、予防医療を重視すべき。エビデンスがあるものについては予防医療(自由診療)と保険診療の併用(保険外併用療養の拡充)を制度化すべき

雇用

真に特区内に高度人材を集め、企業立地につながる規制緩和が見えない。そもそも特区は成長の起爆剤となるエリア となるはずのもの。高度人材やそれを求める企業が特区に集積するようなものにすべき

▽相談センター

企業や人材にとってのメリットを明らかにすること。

▽有期雇用の特例

全国展開予定の有期雇用の特例について、大学・研究機関の研究員なども対象とするよう資格制限等をできるだけかけないようにする。

税、規制緩和とも制度設計に当たっては、制度の効果を減殺するような、過度な要件を課さないこと。

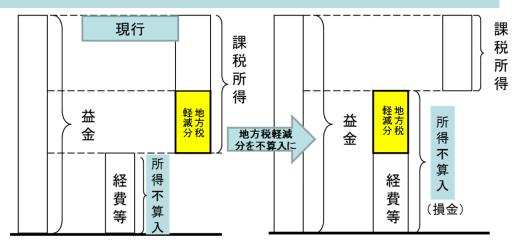
国家戦略特区において思い切った税制措置の導入を

国家戦略特区が"世界から人や企業を呼び込み、世界に打って出る"ため効果的なものとなるには、<u>規制緩</u>和だけでは全く不十分であり、併せて思い切った税制措置が不可欠。

大阪府・大阪市では、我が国の成長に貢献するため、現総合特区でも地方税「最大ゼロ」とする税制支援措置を独自で設けるなど汗をかいてきている。国家戦略特区の税制において、以下について特段の配慮をお願いしたい。

地方税減税に対する所得不算入制度の導入

- ・大阪府・大阪市は総合特区関連企業の地方税が「最大ゼロ」となる制度を実施中(全国初)。
- ・現行制度では、その軽減相当額が法人税の課税対象となり、軽減効果が減殺。
- ・地方分権の観点からも、<u>地方税軽減相当額は法人</u> 税の課税所得へ不算入とし、より効果的な税制に。



世界を取り込むための法人税の大胆な軽減

・新たに進出する外資系企業等の研究拠点等に対して、法人実効税率を20%にまで軽減。とくにイノベーションをもたらす事業についてはさらに大胆に軽減(5年間ゼロなど)。

イノベーションを創出するための税制の導入(パテントボックス税制など)

▽研究開発税制の拡充

・試験研究費の控除率引き上げ、控除額の繰越(3年)、適用期間延長など。

▽パテントボックス税制の創設

- 研究開発による特許権等の知的財産から生じた所得について分離課税として優遇税率(10%~15%程度)を適用。
- 現行の総合特区制度の税制措置も、所得控除の要件緩和と適用期間の延長(現行はH26.3.31まで)をお願いしたい。